

三豊市放課後児童クラブ入会審査及び出席停止基準

三豊市放課後児童クラブ条例施行規則第 6 条第 2 項及び第 7 条に基づく審査基準、出席停止基準として、次のいずれかの項目に該当する場合は、入会を制限する場合があります。

①放課後児童クラブ保育料の未納がある場合、入会申請は受付できません。

また、入会後に保育料の滞納が続いた場合、承認を取り消す場合があります。

②保護者の就労証明書による終業時間が、下記の時間より早い場合は入会できません。ただし、常時就労時間外の勤務があるなど特別な事情があり、就労証明書の仕事の内容欄にその旨の記入があればこの限りではありません。

平日 1・2・3 年生・・・午後 3 時まで

4 年生・・・・・・・・・・午後 4 時まで

5・6 年生・・・・・・・・・・午後 5 時まで

※長期休業日（春・夏・冬休み）のみ利用の場合は、1 日 3 時間以上の勤務が必要です。

③児童の保護者が就労予定（就労先が決定していることが条件）で放課後児童クラブを利用する場合は、クラブ入会日から 3 ヶ月間の入会承認とします。

なお、引き続き利用する場合は、就労証明書の提出が必要です。

※虚偽の申請により入会していることが判明した場合は、直ちに入会承認を取り消しますのでご承知ください。